

保険負債の測定属性に関する考察

— 会計上のミスマッチの観点から —

羽根 佳祐

目 次

1. はじめに
2. IASB 保険契約プロジェクトの変遷
3. 各公表物における保険負債の測定属性
4. 会計上のミスマッチ解消と出口価格
5. 保険負債の測定属性としての入口価格
6. おわりに —まとめと残された検討課題—

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）では、コンバージェンス・プロジェクトの一項目として「保険契約」プロジェクトが進められている。IASB は、その前身である国際会計基準委員会（IASC）時代から保険契約に関するプロジェクトを 1997 年より始動しており、現在に至るまでいくつもの公表物を発行しているが、15 年近くたった今日においても最終基準化の目処は立っていない。特に IASB は、プロジェクト発足当初より保険負債を毎期再測定し、その結果算出された測定値の変動を利益（または損失）とする会計処理を提案し続けているが、保険負債の測定属性および測定にあたり用いるインプット要素については公表物を出すたびに異なる提案をしている。

上記の IASB のアプローチでは、選択された測定属性の如何により、結果として算出される利益の性格も変わってくるであろう。IASB (2010a) では、利益 (profit) は、「業績の測定値 (a measure of performance)」として用いられるとされている (para. 4.24)⁽¹⁾⁽²⁾。算出された利益が測定対象の実態を捉えているかという点も含めて、測定属性の選択は、企業の業績評価において重要な意義を有している。

本稿では、IASB によって提案された保険負債の測定属性の変遷を概観したうえで、IASB における保険負債に関わる議論が 15 年にわたりながらも決着に至らない背景を探りながら、なぜそのような測定属性が提案されたのか、また提案されてきた測定属性がなぜ棄却された

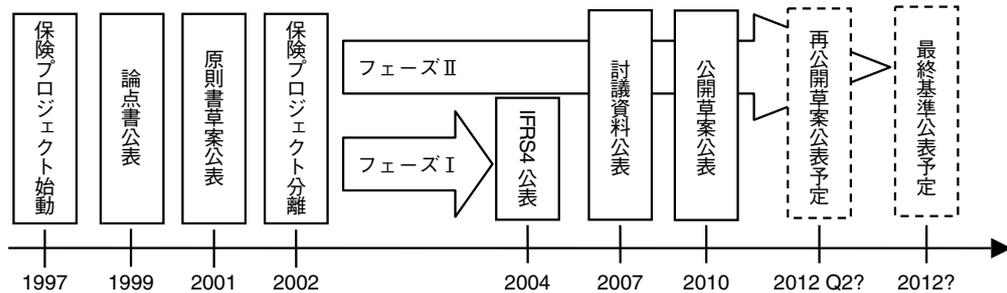
のか、現在提案されている測定属性には問題はないのか、ということを検討することによって保険負債の測定属性の将来像について若干の展望を述べる。

本稿の構成は以下の通りである。2節では、IASBにおける保険契約プロジェクトの変遷を整理する。3節では、IASBより提案されている保険負債の測定属性について整理分析し、IASB提案が測定属性として公正価値を志向してきたことを確認する。4節では、IASBが保険負債の測定属性として公正価値を提案する論拠の1つである「会計上のミスマッチ」の観点から、公正価値またはそれに代わる単一の測定属性を用いることの問題点について考察する。5節では、IASBの議論では無視されている保険負債の入口価格について考察する。6節では、まとめと今後の検討課題について述べる。

2. IASB 保険契約プロジェクトの変遷

1996年9月、IASC実行委員会は、国際会計基準（IAS）の策定プロジェクトに「保険」を追加することをIASC理事会に提案し、翌1997年4月、この提案を受けて保険プロジェクトが発足し、起草委員会（the Steering Committee on Insurance）がIASCに設置された。1999年12月、起草委員会は、論点書（Issues Paper）（IASC 1999）を公表し、保険会計における論点の整理作業を行った。

図表1 IASBにおける保険契約プロジェクトの変遷



IASC（1999）では、保険契約の定義を「一方の当事者（保険者）が他方の当事者（保険契約者）に対し、特定の、不確実な将来の事象（特定の金利、株価、商品価格、為替相場、インデックス、格付けなどの変動のみを事象とする場合を除く）が発生した場合に支払いを行うことを同意することによって保険リスクを引き受ける契約」^③としたうえで、保険契約から発生する資産および負債についていかなる会計処理を適用すべきか、ということが議論されている。また、IASC（1999）では、保険負債の認識測定方法としては、資産負債アプロー

チ⁽⁴⁾が提案されている。その論拠として、概念フレームワークとの整合性を図ることが挙げられている (IASB 1999, para. 162)。なぜならば、従来の保険会計では、収益費用の対応を重視する認識測定方法が採用されているが、そのような方法のもと認識される資産負債の項目には、概念フレームワーク上の資産負債の定義を満たさないものが含まれてしまうことに憂慮したためとされている⁽⁵⁾。さらに、IASB (1999) では、当時、共同作業部会 (JWG) で議論されていた金融商品の全面公正価値が採択されることとなれば、保険契約から生じる資産負債についても公正価値測定を適用すべきであるとされている (para. 164)^{(6) (7)}。

保険契約プロジェクトは、資産負債アプローチを採用するとの考え方とともに IASB に受け継がれ、2001 年には原則書草案 (Draft Statements of Principles) が策定され、IASB の Web サイト上で公表された⁽⁸⁾。2002 年 5 月、IASB は、欧州における国際会計基準の導入年度である 2005 年までに保険契約に関する恒久的な基準を策定することが不可能であるとして、保険プロジェクトを、暫定基準の策定を取り扱うフェーズ I と、恒久基準の策定を取り扱うフェーズ II に分け、検討を行うこととした。

2004 年 3 月、IASB は、フェーズ I の成果物である国際財務報告基準 (IFRS) 4 号「保険契約」(IASB 2004) を公表した。IASB (2004) は、あくまでもフェーズ II における恒久基準が完成するまでの暫定的な基準であり、基本的に現状を追認するものとなっている。ただし、IASB (2004) では、保険契約に係る会計方針の変更について、既存の会計方針として保険負債を現在価値に割り引いて測定する処理を採用している場合には、現在価値に割り引かずに測定する実務へと変更することが禁止されている (para. 25)。この規定からもフェーズ II の方向性がうかがえよう。

一方、フェーズ II においては、2007 年 5 月に公表された討議資料「保険契約に関する予備的見解」(IASB 2007a) に代表されるように、「資産負債アプローチの採用」「公正価値測定の適用」という 2 本柱のもと議論が進められていた。その後、IASB (2007a) に対する各国からのコメント・レターの分析を踏まえ、公開草案「保険契約」(IASB 2010b) が 2010 年 8 月に公表された。

次節では、これらの公表物で提案されている保険負債の測定属性について、保険負債の測定の際に用いられるインプット要素とあわせて考察する。

3. 各公表物における保険負債の測定属性

3.1 IASB (2007a)

IASB (2007a) では、保険負債の測定属性として「現在出口価値 (current exit value)」が提案されている。現在出口価値とは、「残存する契約上の権利および義務を、直ちに他の企

業に移転するための対価として保険者が報告日時時点で支払うことが見込まれる額」とされている (IASB 2007a, para. 93)⁽⁹⁾。ただし、保険負債の現在出口価値は通常、観察可能でないために、以下に示す3つのビルディング・ブロック (構成要素) に基づき現在出口価値を測定することになる (para. 93)。3つのビルディング・ブロックとは、(i) 将来キャッシュ・フローの見積もり、(ii) 貨幣の時間価値の影響、および (iii) マージン、である⁽¹⁰⁾。

(i) 将来キャッシュ・フローの見積もり

第1のビルディング・ブロックは、保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積もりである。IASB (2007a) では、以下のような将来キャッシュ・フローの見積もりを行うことが提案されている (para. 34)。

- (a) 明示的であること。
- (b) 観察可能な市場価格と可能な限り整合性があること。
- (c) 当該契約上の義務から生じたすべてのキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関するすべての入手可能な情報を、バイアスのない方法で組み込んでいること。
- (d) 現在のものであること。言い換えると、報告期間末日における条件に対応するものであること。
- (e) 企業固有のキャッシュ・フローが除外されていること。

(e) にあるように、IASB (2007a) では、保険負債の測定に際して、特定の保険者に固有で、また、すべての点で同一である債務を有する他の市場参加者に生じることのないキャッシュ・フローを使用しないことが提案されている (para. 56)⁽¹¹⁾。また、観察可能な市場価格との整合性は、キャッシュ・フローの見積もりが、他の市場参加者が行うであろう見積もりと整合的であることを含意していると述べられている (IASB 2007a, para. 58)。

(ii) 貨幣の時間価値

第2のビルディング・ブロックは、貨幣の時間価値に関するものである。貨幣の時間価値を反映させる場合、「いかなる割引率を使用するか」という問題が生じる。IASB (2007a) によれば、割引率の目的は、負債の特徴を捉える方法で貨幣の時間価値について見積り将来キャッシュ・フローを調整することであり、それらの負債を担保すると考えられる資産の特性を捉えることではないとされている。割引率は、(例えば時期、通貨、流動性に関して) 保険負債のキャッシュ・フローとマッチする特徴をもつキャッシュ・フローに係る観察可能な現在市場価格と整合するものでなければならないとされている (para. 69)。

また、IASB (2007a) では、貨幣の時間価値とリスク・マージンを2つの独立したビルディング・ブロックとして扱っており、リスク調整後の割引率を使用するというように、両者を結合して取り扱ってはいない。

(iii) マージン

第3のビルディング・ブロックは、マージンである。IASB (2007a) では、(a) リスク負担のサービスに関するマージン (リスク・マージン)、(b) その他のサービス負担に関するマージン (サービス・マージン) について議論されている。

IASB (2007a) では、リスク・マージンの性格について、「報酬観 (compensation view)」が採用されている (para. 75)⁽¹²⁾。報酬観によると、リスク・マージンは「企業がリスク負担に対して要求する対価に関する明示的かつバイアスのない測定値」として捉えられる (IASB 2007a, para. 73)。リスク・マージンは、通常観察することが不可能なため、見積もる必要があるが、見積もる際には、市場参加者がリスクをどのように測定するであろうか、という市場参加者の視点から測定しなければならない (IASB 2007a, para. 76)。

一方、サービス・マージンとは、保険者が保険サービス以外のサービス (ユニット・リンク契約における投資マネジメント・サービスなど) を提供する場合に、保険者が受け取る対価部分とされている (IASB 2007a, para. 87)。

上記の3ビルディング・ブロックより、IASB (2007a) の提案する現在出口価値は、公正価値とほぼ同一の概念であると解される⁽¹³⁾。しかし、IASB (2007a) における現在出口価値 (公正価値) により保険負債を測定する提案は、各国から批判的なコメントが寄せられた。

企業会計基準委員会 (2007) は、「活発な市場があるとは言えない保険契約に関して、当該測定方法が、特に業績の評価として、利用者にとってレリバントな情報を提供するのかという点については、他の関連するプロジェクト (特に収益認識プロジェクト) の進捗を踏まえ、今後さらに検討を行っていく必要がある」と表明している。また、企業会計基準委員会 (2007) は、現在出口価値について「現在出口価値を測定する際に、企業固有の見積り要素をどの程度排除することが実務上可能なのかについては、今後さらに検討を行う必要がある」と指摘している。

イギリス会計基準審議会 (ASB) およびドイツ会計基準審議会 (GASB) をはじめとする多くの基準設定団体から、現在出口価値が保険負債の適切な測定属性とはならないとの意見が寄せられている (ASB 2007, GASB 2007)。特に ASB (2007) によれば、保険負債は、流動的で効率的な市場が存在しないため、ほとんど移転することはできないものであると考えられるが、そのような負債について、仮想的な市場での取引に基づいて現在出口価値を算定することに意義があるかどうかは疑問であるとされている。

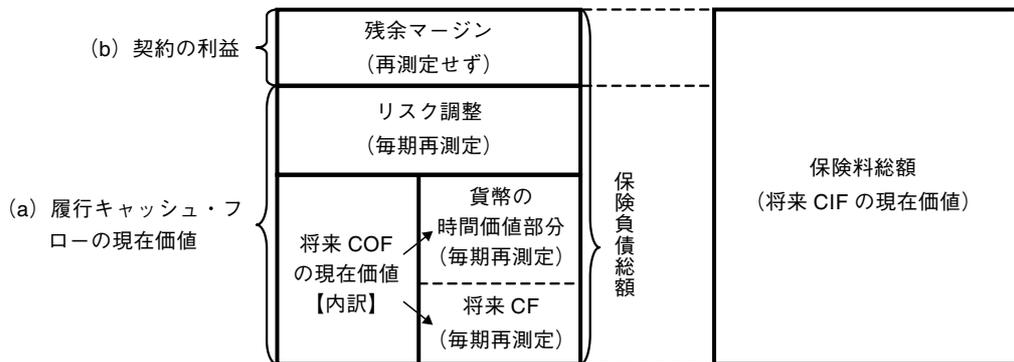
3.2 IASB (2010b)

IASB は、現在出口価値 (公正価値) を保険負債の測定属性に用いることの批判を受け、IASB (2010b) では公正価値の方向性に軌道修正を施した。IASB (2010b) において提案さ

れている測定属性は、「履行キャッシュ・フローの現在価値」と称されるものである。IASB (2010b) では、(a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフロー (COF) から将来キャッシュ・インフロー (CIF) を控除したものの期待現在価値であり、当該将来キャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性の影響について調整したもの、および (b) 契約開始時の利得を排除する残余マージン (カバー期間にわたる契約の収益性を報告するマージンであり、将来 CIF の現在価値が、将来 COF およびリスク調整を足したものを上回った場合の金額)、の合計額を保険契約の当初測定時における保険負債の測定額とすることが提案されている (para. 17)。このうち (a) 部分が履行キャッシュ・フローの現在価値にあたる。履行キャッシュ・フローの現在価値は、以下のビルディング・ブロックから構成される (IASB 2010b, para. 22)。

- (i) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来 COF から将来 CIF を控除したものの、明示的で、バイアスのない、確率で加重された見積り (すなわち、期待値)
- (ii) 当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率
- (iii) 将来キャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性の影響の明示的な見積り (リスク調整)

図表 2 IASB (2010b) におけるビルディング・ブロック



ここで、IASB (2007a) との相違点として、IASB (2010b) では、保険負債の測定について必ずしも市場との整合性を重視していないことが挙げられる。IASB (2010b) では、(i) の将来キャッシュ・フローの規定に関して、市場変数については、観察可能な市場価格と整合的なものであることが要求されているが、それ以外の変数に関しては、キャッシュ・フローの見積りにおいて企業の視点を反映することを許容されている。IASB (2010b) では、IASB (2007a) の「企業固有キャッシュ・フローの除外」要件は削除され、企業固有の要素を反映することを許容するが、その際には市場変数と矛盾するものであってはならないとい

うような緩和がみられる。

(iii)のリスク調整（マージン）は「最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額」とされている（IASB 2010b, para. 35）。ここで、リスク調整は、保険契約に関連するすべてのリスク⁽¹⁴⁾を反映するものであるが、「保険契約に関連するリスクを負担することに対して市場参加者が要求するであろう対価」を表現すべきではないとされている（IASB 2010b, para. BC110）。

IASB（2010b）では、残余マージンを除く上記ビルディング・ブロックを每期再測定し、保険負債に係る見積もりの変動は即時に純損益とすることが提案されている。

3.3 小括

IASB は、保険契約プロジェクトの発足当初より、保険負債の測定属性をして公正価値（またはそれに類似した測定属性）に焦点を当ててきたといえる。しかし、保険負債を取引する流動的で活発な市場が存在しないために公正価値を各ビルディング・ブロックに基づいて見積もる際に恣意性が介入することへの懸念や、公正価値はその定義上「移転」を擬制することになるが、「移転」という保険の事業形態と矛盾する擬制を用いることへの批判から、保険負債への公正価値測定の適用が頓挫した。

そこで、IASB（2010b）では、保険負債を「移転」するのではなく「履行」という、より保険の事業形態を反映させた「現在履行価値」ともいえる測定属性が提案されている⁽¹⁵⁾。IASB から提案されてきた測定属性は、IASB（2007a）のように負債の移転に着目するにせよ、IASB（2010b）のように履行に着目するにせよ、出口価格あるいは企業からの流出額（COF）の観点が貫かれている⁽¹⁶⁾。

上記のように、公正価値を保険負債の単一の測定属性として用いるという IASB の当初の目論見は暗礁に乗り上げたわけであるが、IASB（2010b）では、公正価値を単一の測定属性として用いるという方針から、現在履行価値を単一の測定属性として用いるという方針に移行していると考えられる。公正価値ではないものの、依然として出口価格系統の単一属性を用いるという趣向は変化していないと考えられる。

次節では、保険負債に単一の測定属性を用いることの是非に関して、IASB が保険負債へ公正価値測定を適用しようとしてきた1つの根拠と考えられる「会計上のミスマッチの解消」という観点から考察する。

4. 会計上のミスマッチ解消と出口価格

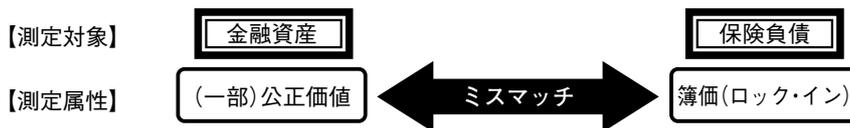
2節にあるように、IASB は、保険負債について資産負債アプローチを志向しているが、本

来、資産負債アプローチを採択することによって保険負債に公正価値測定を適用することになるかは自明ではない。IASC（1999）で示されていた資産負債アプローチを採用する論拠は、資産負債の定義を満たさないものの排除であったわけだが、「定義そのものは、資産の測定値について何も語っていないが、もし、収支の額とは切り離して定義に基づいて測定値を導きだそうとすると、測定可能である限りはいきおい全面公正価値測定に結び付くことになる」（辻山 2007, 35）のである。

IASB が保険負債に対して公正価値測定適用の方針へ舵をきった理由の 1 つに「会計上のミスマッチの解消」があると考えられる。会計上のミスマッチとは、「経済状況の変化が資産および負債に与える影響が同程度でありながら、異なる測定属性を適用しているために、それらの資産および負債の帳簿価額が経済状況の変化に等しく反応していない場合に生じる」（IASB 2010b, para. BC172 [b]）ミスマッチである。

IASB は、多くの財務諸表利用者が保険会計における会計上のミスマッチの解消を望んでいることを受け、いかなる会計上のミスマッチも生じさせず、全ての経済的ミスマッチ⁽¹⁷⁾を報告するモデルこそが保険負債の理想的な測定モデルであるとしている（IASB 2007a, paras. 176-179）。また、IASB（2010b）に対するコメンテーターの一部からは、保険のビジネスモデルは資産負債管理（asset-liability management）に依存しており、当該管理を反映することに失敗した結果として保険会社にボラティリティが生じると指摘されている（IASB 2011a, 2-3）。

図表 3 会計上のミスマッチ



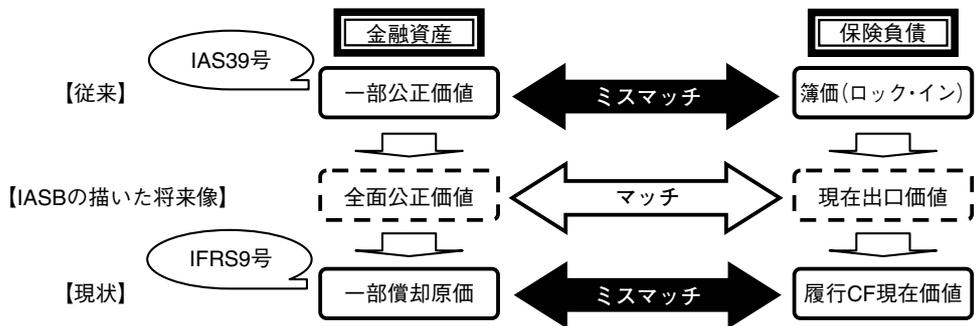
図表 3 に示されるように、従来から指摘されてきた保険契約において会計上のミスマッチが生じる主要な原因は、利付きの金融資産を公正価値で測定する一方で、保険負債については現在の利子率を反映しない方法で測定することによるものである。そのため、金融資産の帳簿価額が変動する一方、保険負債の帳簿価額は変動しないことになり、公正価値の変動額を純損益とする金融資産に関して貸借対照表および損益計算書上で会計上のミスマッチが生じることになる（IASB 2007a, para. 178）⁽¹⁸⁾。保険者（保険会社）の財政状態およびリスク管理状況に関わる正確な情報を伝え、ストックおよびフローの不必要なボラティリティを緩和させるためにも、会計上のミスマッチの解消は重要な問題であると考えられる。

2 節にあるように、IASC（1999）では、当時行われていた JWG の金融商品への全面公正

価値の議論の如何によっては、混合属性アプローチを採用している IAS39 号「金融商品：認識及び測定」(IASB 2003b) が置き換えられるのではないかとの懸念が示されていた⁽¹⁹⁾。しかし、結局、JWG の提案は棄却されることとなった。会計上のミスマッチのみを問題とするのであるならば、JWG 提案の棄却時点で保険負債の公正価値測定適用の方向性にもある程度の修正が加えられて然るべきであった。ところが、近年、金融商品の全面公正価値の議論が再浮上してきたのは周知の通りである。例えば、IASB (2008) では、金融商品を測定する手法が複数存在することが今日の会計処理の複雑性を生じさせている主要な要因であるとして、そのような複雑性を軽減させる手段として、金融商品を単一の方法、特に公正価値によって測定することが提案されている。

図表 4 は、会計上のミスマッチ解消のために IASB が目指した会計処理と現状の会計処理を示したものである。図表 4 の中段（【IASB の描いた将来像】）に示されるように金融資産を全面公正価値測定し、IASB (2007a) で提案された現在出口価値により保険負債を測定すれば、図表 4 の上段に示されるミスマッチは解消されることになる^{(20) (21)}。

図表 4 会計上のミスマッチ解消のため IASB の目指した会計処理と現状



しかし、IASB (2003b) を置き換えるべく公表された IFRS9 号「金融商品」(IASB 2009) は、全面公正価値測定を推進するものではなく、企業のビジネスモデルに鑑みてそれに適合する測定属性（公正価値または償却原価）を割り当てるものであったため⁽²²⁾、保険負債のみに公正価値または履行キャッシュ・フローの現在価値という単一の測定属性を規定することになると、図表 4 の下段に示されるように、新たな会計上のミスマッチが生じることになる⁽²³⁾。

以上のように、会計上のミスマッチを解消させるためには、保険負債に公正価値測定を適用するだけでは解決できないといえる。異なる測定属性を用いることが会計上のミスマッチを生じさせているのであるならば、その解決方法は、資産側の測定属性を負債側に合わせるか、負債側の測定属性を資産側に合わせるか、資産負債両方とも測定属性を一致させるよ

うに変更するか、である⁽²⁴⁾。資産側の会計処理（例えば IASB 2009）を現状のまま維持する場合、公正価値を用いるにせよ、その他の測定属性を用いるにせよ、単一の測定属性を保険負債に課すことには問題がある。

5. 保険負債の測定属性としての入口価格

5.1 入口価格の棄却について

3節で示したように、IASB から提案されてきた測定属性は、出口価格あるいは企業からの流出額（COF）の観点から検討されている。IASB では、入口価格あるいは企業への流入額（CIF）系統の測定属性は提案されていない。例えば、IASB（2007a）では、現在出口価値の対をなすものとして「現在入口価値」⁽²⁵⁾が議論されているが、保険者は一般的に同一の残存するエクスポージャーを有する契約を販売しない、または現在出口価値の定義とほぼ差異はない⁽²⁶⁾、などを理由に現在入口価値を除けている（paras. 96-101）。

ここで、図表 5 は、IASB（2007b）に列挙されている測定属性と、当該測定属性を資産および負債に当てはめた際に用いられる定義をまとめたものである。3節でみてきた IASB より提案されている保険負債の測定属性を図表 5 に当てはめてみると、IASB（2007a）における現在出口価値は、負債の「現在出口価格」にあたる。また、IASB（2010b）における履行キャッシュ・フローの現在価値は、負債の「使用価値」に該当するであろう。

IASB（2009）などの現行の金融商品会計基準をみると、すべての金融資産が公正価値で測定されるのではなく、償却原価によって測定される金融資産もある。ここで、IASB（2007b, 15）によれば、償却原価は、「資産の当初の過去入口価格の残余（remainder）」⁽²⁷⁾、もしくは償却または減価償却という会計ルールにしたがって、以後の会計期間に当該価格の一部を割り当てた後の過去出口価格の残余」とされているが、金融資産の償却原価は、当初認識に測定された金額（取得原価）を元本返済額（額面額）に調整するもので、過去入口価格を修正したものである。

会計上の mismatches の解消が問題となる場合、資産と負債の測定属性の「時制」の不一致がクローズアップされてきたと考えられるが、資産と負債の経済状況における結び付きが強い場合には、時制だけではなく、出口価格系統と入口価格系統の整合性についても焦点を当てる必要があろう。保険会社の保有する金融資産は、多数の保険契約者から払い込まれた保険料を元手に運用されており、その場合、保険負債は金融資産によって担保されていると考えられる。保険のビジネスモデルとして、受け入れた保険料（保険負債）を元手に金融資産を購入し、当該資産の運用および売却によって保険金支払いの原資を賄うと想定すると、保険負債の受入額（入口価格）は資産の購入価格（入口価格）をなし、資産の売却価格（出口

保険負債の測定属性に関する考察

価格) は負債の支払価格 (出口価格) をなすと考えられる。金融資産によって担保されるような保険負債における会計上のミスマッチを完全に解消するためには、出口価格を所与とするのではなく入口価格を検討の対象とする必要があろう⁽²⁸⁾。

図表 5 IASB (2007b) における測定属性

測定属性	資産における定義	負債における定義
1. 過去入口価格	資産を購入するために交換において企業が過去に支払わなければならなかったであろう価格 (歴史的原価など)	負債を引き受けるために交換において企業が過去に受け取ったであろう価格 (実際現金受取額など)
2. 過去出口価格	資産を売却するために交換において企業が過去に受け取ったであろう価格 (過去売却価格など)	負債を消滅させるために交換において企業が過去に支払わなければならなかったであろう価格 (過去清算価額など)
3. 修正過去価額	(償却後の金額として) 資産の当初の過去入口価格の残余 (remainder)、もしくは償却または減価償却という会計ルールにしたがって、以後の会計期間に当該価格の一部を割り当てた後の過去出口価格の残余 (償却原価など)	(償却後の金額として) 負債の当初の過去入口価格の残余、もしくは償却という会計ルールにしたがって、以後の会計期間に当該価格の一部を割り当てた後の過去出口価格の残余 (償却受取額など)
4. 現在入口価格	資産を購入するために交換において企業が現在支払わなければならぬであろう価格 (市場価格など)	負債を引き受けるために交換において企業が現在受け取るであろう価格 (受取対価額など)
5. 現在出口価格	資産を売却するために交換において企業が現在受け取るであろう価格 (公正価値など)	負債を消滅させるために交換によって企業が現在支払わなければならぬであろう価格 (現在清算価値など)
6. 現在均衡価格	効率的で、完備かつ完全な市場における、知識ある自発的な第三者間取引において資産が現在交換される単一の均衡価格 (公正価値)	効率的で、完備かつ完全な市場における、知識ある自発的な第三者間取引において負債が現在交換される単一の均衡価格 (公正価値)
7. 使用価値	企業が自らの資産に置く価値。もっとも洗練された形態としては、資産の最終的な処分からのキャッシュ・フローを含む、資産を使用することから受け取ることを企業が期待する割引された正味のキャッシュ・フローの金額 (将来 CF の現在価値など)	企業が自らの負債に置く価値。もっとも洗練された形態としては、負債の最終的な消滅からのキャッシュ・フローを含む、負債を引き受けるために支払うことを企業が期待する割引された正味のキャッシュ・フローの金額 (将来 CF の現在価値など)
8. 将来入口価格	資産を購入するために交換において企業が将来支払わなければならぬであろう価格 (将来原価など)	負債を引き受けるために交換において企業が将来受け取るであろう価格 (将来現金受取額など)
9. 将来出口価格	資産を売却するために交換において企業が将来受け取るであろう価格 (将来売却価格など)	負債を消滅されるために交換において企業が将来支払わなければならぬであろう価格 (将来清算価額など)

出所：IASB (2007b) Appendix C に基づき作成。

わが国およびアメリカにおいて一部の責任準備金に対して行われている測定アプローチには、未経過保険料を保険負債とするものがある。当該アプローチでは、保険負債は、当初測

保険負債の測定属性に関する考察

定時には正味保険料（受け取り保険料から関連する新契約費を控除したもの）として測定され、事後測定時には正味保険料の未経過分（保険事故発生前の債務部分）として測定される。この場合、保険負債は、過去に受け取った保険料（CIF）をアンカーとして測定されており、その測定属性は修正過去入口価格といえる。

償却原価によって測定される金融資産があり、そのような金融資産を保険会社が保有する限り、保険負債において（過去）入口価格の測定属性を排除することは、会計上のミスマッチを解消するという目的を達成するためには望ましくなく、入口価格も1つの選択肢となりうると考えられる⁽²⁹⁾。

5.2 暫定合意における出口価格の変容

2011年6月、IASBは、IASB（2010b）への各国からのコメント・レターを分析し、スタッフ・ペーパーとして暫定合意（IASB 2011c）を再公開草案策定に向けて公表している。図表6は、IASB（2007a）、IASB（2010b）およびIASB（2011c）に記載されている保険負債の

図表6 IASBにおける保険負債の測定に関する公表物

公表物		討議資料 IASB (2007a)	公開草案 IASB (2010b)	暫定合意 IASB (2011c)
ビルディング・ブロック				
保険負債の測定属性		現在出口価値：「残存する契約上の権利・義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保有者が報告時点で支払うことが見込まれる額」	履行CF 現在価値：「保険契約を履行するにつれて生じる将来COFから将来CIFを控除したものの期待現在価値。なお、不確実性の影響について調整する」	同左
キャッシュ・フロー		保険負債測定に使用されるCFは、(a) 明示的なもので、(b) 観察可能であり、(c) 入手可能な情報をバイアスのない方法で組み込み、(d) 現在の、(e) 企業固有のCFを除外したものである。	CFは、保険者が、保険料を回収し、保険金、給付金および諸経費を支払うと期待される額であり、最新の情報を使用して見積もる。企業固有の要素を反映することを許容。	同左
貨幣の時間価値 (割引率)		時期・通貨・流動性などに関して、保険負債とマッチする特徴を有するCFに係る観察可能な現在の市場価格と整合する割引率。また、負債に関連しない要因はすべて除く。	時期・通貨・流動性に関して、当該保険契約負債の特性を反映するCFの特性を有する商品の、観察可能な現在の市場価格と整合する割引率。負債と関連性のない要因は除く。	同左
マージン	リスク調整	リスク・マージン 報酬観：「企業が、リスク負担に対して要求する対価に関する明示的かつバイアスのない測定値」。市場参加者のリスク評価の視点を反映。	最終的な履行CFが予測を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額。市場参加者が要求するリスク引き受け対価を表現すべきではない。	最終的な履行CFが予測を超過するリスクを負うために保険者が要求する対価。
	その他のマージン	サービスマージン 保険者が提供する保険サービス以外の他のサービスについての対価部分（主に投資マネジメント・サービス）。	残余マージン 当初契約認識時における利得を排除した額。保険カバー期間にわたる契約の収益。保険リスクを負うこと以外の要因に対する対価（商品開発など）。	残余マージン 同左

測定属性と各ビルディング・ブロックに関する記述を要約したものである。

IASB (2011c) では、IASB (2010b) と同様に「履行キャッシュ・フローの現在価値」を軸に保険負債の測定属性の議論を進めることが合意されているが、そのビルディング・ブロックの一項目であるリスク調整マージンについて考え方に変容がみられる。IASB (2011c) では、リスク調整の目的に関して、IASB (2010b) における「最終的な履行キャッシュ・フローが予測を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払う (rationally pay) であろう最大の金額 (maximum amount)」から、「最終的な履行キャッシュ・フローが予測を超過するリスクを負うために保険者が要求する (requires to bear) 対価 (compensation)」へと置き換えられている。つまり、リスク調整マージンは、保険者の支払額ではなく受取額として捉えられている。

IASB (2011c) におけるリスク調整の捉え方に関する変容を受けて、保険負債のビルディング・ブロックについて、COF および CIF の観点から整理したものが図表 7 である。残余マージンは、将来 CIF の現在価値から、将来 COF およびリスク調整を足したものを控除した金額であり、CIF をアンカーとして測定されているといえる。履行キャッシュ・フローの現在価値の構成要素に関しては、リスク調整マージンの性質は保険者が保険リスクを引き受けるために要求する対価とされているため、リスク調整部分は CIF となる。したがって、保険負債は、将来キャッシュ・フローの期待現在価値とリスク調整マージンとの大小関係によっては、CIF すなわち入口価格から測定される可能性が高まると解される。

図表 7 保険負債におけるビルディング・ブロックの変容



6. おわりに —まとめと残された検討課題—

本稿では、保険負債の測定属性について、IASB が公正価値測定を推す 1 つの論拠と考えられる「会計上のミスマッチの解消」という観点から考察してきた。IASB (2009) などの現

行の金融商品会計基準を所与として、保険負債と保険負債を担保として運用される金融資産における会計上のミスマッチを解消させるためには、公正価値または履行キャッシュ・フローの現在価値を単一の測定属性として用いることでは解決できないことを示した。また、当該ミスマッチを的確に解消させるためには、IASBにおける議論の中心である出口価格の側面のみならず、保険負債の入口価格の側面についても考慮しなければならない可能性があることを指摘した⁽³⁰⁾。最後に、IASBの暫定合意段階の議論においては、入口価格によって保険負債が再測定されうる可能性を指摘した。

しかし、本稿には以下の検討課題が残されている。まず、IASBの提案によると保険負債は每期再測定されることになるが、本稿では、測定属性として出口価格系統のものを用いるか入口価格系統のものを用いるかによって、利益計算の局面などにおいて異なる帰結がもたらされるのか、ということに関して検討されていない。また、各ビルディング・ブロックについて、いかなる割引率を使用すべきか、マージンの構成要素は何であるか、などの問いに対して、入口価格を用いた場合に出口価格を用いた場合と異なるものが選択されるのか、さらに、会計上のミスマッチ解消の問題とどのように関わるのかについても検討する必要がある⁽³¹⁾。

また、本稿では、保険負債の測定属性を検討するにあたり、「会計上のミスマッチ解消」に焦点を当てて考察してきた。したがって、保険負債の背後にある資産との関係上導かれる保険負債の測定属性について考察してきたことになるが、ミスマッチを解消する必要がない場合、本来あるべき保険負債の測定属性は何であるかについて検討する必要がある⁽³²⁾。万代(2011, 353)では、「会計における測定は、会計目的に照らしてはじめて意味を持つものであり、会計目的を捨象した議論からは、本来あるべき測定属性を導くことはできない」と指摘されている。会計の主要な目的の1つは、投資意思決定に有用な情報、ひいては利益情報の提供にあると考えられる⁽³³⁾。会計の主目的から導かれる「本来あるべき測定属性」と「会計上のミスマッチ解消のため用いられる測定属性」とで異なるものが考案される場合、いかなる測定属性が選択されるべきなのかについても今後の検討課題としたい。

【注】

- (1) IASB (2010a) では、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報として、(1) 経済的資源および請求権についての情報、(2) 経済的資源および請求権を変動させる取引その他の事象の影響についての情報、が挙げられている (para. OB12)。また、財務業績の結果として生じる経済的資源および請求権の変動に関する情報は、経済的資源を用いて獲得されるリターンについて、利用者が理解を深めるのに資するとされている (IASB 2010a, paras. OB15-16)。
- (2) 一方、企業会計基準委員会 (2006) によれば、「財務報告において提供される情報の中で、投資の成果を示す利益情報は基本的に過去の成果を表すが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。このように利益の情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意している。投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出

保険負債の測定属性に関する考察

す投資のストックと比較した収益性（あるいは効率性）も重視されるからである」とされており（第1章3項）、利益情報はストック情報よりも重視されていると解される。この点に関して、斎藤（2011, 9）では、「企業価値とは、現在持っている資産のストックによって代理されるのではなく、むしろ将来どのくらい成果を上げるかという見込みによって決まる。したがって、企業価値を代理するのは資産の額やその時価ではなく、むしろ将来の恒久利益、すなわち、毎期のキャッシュ・フローを永続的かつ標準化された額の利益に変換したものが、企業の価値を代理することになるはずである」と述べられている。

- (3) IASC（1999）の保険契約の定義には、「被保険利益」の概念が組み込まれていない。被保険利益は、保険とギャンブルとを峻別する重要な概念であるとして、IASC（1999）以降の公表物における保険契約の定義では、被保険利益の概念を織り込んだものとなっている。例えば、IASB（2004）では、「ある主体（保険者）が、他の主体（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約」とされている。
- (4) IASC（1999）によれば、資産負債アプローチとは、まず資産負債を定義し、資産負債の変動から利益を定義するアプローチとされている。
- (5) 負債とは「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」である（IASB 1989, para. 49 [b]）。
- (6) また、IASC（1999）では、金融商品の全面公正価値が採択されない場合には、保険契約についても異なる測定属性が用いられるべきであろうとされていた。
- (7) IASC（1999）がこのような方針を示した背景として、保険契約を金融商品の一形態として捉えていたことが挙げられよう（para. 537）。
- (8) 原則書草案は、現在では閲覧不可能となっている。原則書草案では、保険負債の測定に際して企業固有のキャッシュ・フローを含める「企業固有価値（entity-specific value）」が提案されたが、2003年1月における暫定的合意においては、原則書草案における企業固有価値は、当時企業結合プロジェクトのフェーズIIにおいて暫定的に採用した測定ガイダンスを使用して決定される公正価値の見積り値とほぼ同様であるとして、企業固有価値ではなく公正価値を使用する方向性が示されている（IASB 2004, para. BC7）。なお、原則書草案における詳細な規定については、IAA（2001）、藤田（2002）、および渡部（2002）などを参照。
- (9) IASB（2007a）では、現在出口価値による保険負債の測定は、保険者が当該負債を第三者に移転することが可能であるとか、それを予定しているとか、そうすべきであるといったことを示唆する意図はないとされている（para. 94）。
- (10) IASB（2007a）では、これらのビルディング・ブロックをどのように決定するかによって、異なる測定モデルを抽出することができると考えられている（para. 32）。例えば、キャッシュ・フローの見積りが現在のものであるか「ロック・イン（固定）」されているか、割引が明示的に組み込まれるか否か、明示的または非明示的なマージンが含まれるか否か、によって異なる測定アプローチが成立しうる。
- (11) IASB（2007a）によれば、「企業固有のキャッシュ・フロー」と「ポートフォリオ固有のキャッシュ・フロー」は区別されている（para. 57）。「例えば、死亡率のバイアスのない見積りは、測定されるポートフォリオの構成層に依存しており、したがって、それはポートフォリオ固有のものである。ポートフォリオ固有のものであるからといって、企業固有となるわけではない。保険者が異なれば、異なる引受基準を有しているかもしれないが、ある既存のポートフォリオに係る見積り死亡率は、当該ポートフォリオの特徴を反映するべきであり、異なる引受基準が作り出している異なるポートフォリオの特徴を反映するべきでない」（IASB 2007a, para. 57）。

保険負債の測定属性に関する考察

- (12) IASB (2007a) では、リスク・マージンの代替的な性格について「緩衝装置観 (shock absorber view)」が示されている。緩衝装置観では、リスク・マージンを、「保険契約者に対する支払いが以前に負債として認識された額を上回る場合に、将来において費用を認識することを避けるために、当該負債の中に含まれているもの」と捉える (IASB 2007a, para. 73)。
- (13) IASB (2007a) では、現在出口価格と公正価値が同一の概念であるかは (2007 年時点では公正価値測定プロジェクトが終了していなかったこともあり) 決定する状況にはないとされているが、両者の間に重要な差異を確認していないとされている (para. 104)。
- (14) IASB (2010b) では、保険契約以外から生じるリスクとして、投資リスク (投資リスクが保険契約者への支払額に影響を与える場合を除く) や資産と負債のミスマッチ・リスク、将来の取引に関連する一般的なオペレーショナル・リスクなどが挙げられている。
- (15) 越智 (2011) では、現状においては保険負債について定式化された評価モデルが存在しないため、公正価値測定を行ったとしても、レベル 3 の公正価値のうちさらに未成熟な評価モデルを用いて算出されたものになると指摘されている。また、IASB (2010b) のビルディング・ブロックによって「現在履行価値」を測定する際にも、「キャッシュフローの推計にしても、割引率の設定にしても、アクチュアリー判断や、それに承認を与える取締役判断に任される余地が大きくなる」(越智 2011, 126) といえ、概念上「移転」と「履行」を区別したとしても、実際に「現在履行価値」として測定される値が「レベル 3 の公正価値」とどの程度差異があるのかは別途検討の余地があろう。
- (16) 田中 (2010) では、IASB および FASB が共同で進めている概念フレームワークプロジェクトにおいて、負債の定義を暫定的に「企業が義務者である現在の経済的義務」としていることから、現在時点を極端に重視する考え方が、IASB の負債プロジェクトにおける現在時点での決済額の重視などに繋がっていると指摘されている。保険負債においてもこの傾向があると考えられる。
- (17) 「経済的ミスマッチ」とは、資産および負債の価値または資産および負債から生じるキャッシュ・フローが、経済状況の変化に対して異なる反応をするときに発生するミスマッチである (IASB 2010b, para. BC173)。
- (18) また、IASB (2003b) における「売却可能金融資産」または IASB (2009) における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分金融商品」など、公正価値で測定したとしても評価差額を純損益を通じて認識しない金融資産については、その他の包括利益において会計上のミスマッチが生じるとされている (IASB 2010b, para. BC174[b])。
- (19) 来住 (2004) では、IASB (2003b) が混合属性アプローチを採用しているため、保険負債を公正価値で測定したとしても会計上のミスマッチが解消されない点が指摘されている。
- (20) 会計上のミスマッチの解消のみを問題とするのであれば、金融資産を公正価値で測定し、保険負債についても公正価値 (現在出口価値) で測定すればミスマッチは解消されることになる。しかし、3 節でも述べたように、保険負債へ公正価値測定を適用することに関する概念のおよび実行上の問題がある。
- (21) IASB では、保険会計における会計上のミスマッチ解消のために、保険負債側の会計処理を変更することによって対応することとし、保険者の保有資産の会計処理を変更することは検討対象とはなっていない (IASB 2010b, para. BC176)。しかし、少なくとも IASB (2007a) の議論時点では、金融商品の全面公正価値測定が視野にあったと思われる。
- (22) IASB (2009) では、金融資産が、(a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的のために保有するというビジネスモデルで保有されており、(b) 契約により、元本および元本残高に対する利息の支払日が確定している、という要件を満たす場合は、当該資産を償却原価で測定しなければならないと規定されている (para. 4.2)。
- (23) さらに、Foroughi et al. (2011) によれば、IASB (2010b) における市場変数の調整が、IFRS13 号「公

保険負債の測定属性に関する考察

正価値測定」(IASB 2011b)における公正価値の定義にある「通常の取引 (orderly transaction)」を反映していない場合にも、会計上のミスマッチが生じると指摘されている。

- (24) 会計上のミスマッチを解消させる手段として、保険負債の変動額(評価差額)をその他の包括利益として繰り延べるという方法もあるが、この点については別稿に譲る。
- (25) IASB (2007a) では、現在入口価値とは、「保険者がその既存契約と同一の残存する権利と義務を有する契約に、今日加入する保険契約者に対して請求する価格」(para. 97) または「合理的な保険者が、同一の残存する権利と義務を有する契約に、今日加入する保険契約者に対して請求する価格」(para. 98) と定義されている。
- (26) Duverne and Douit (2008) によれば、保険業界は、IASB (2007a) の見解とは異なり、入口価格(発行市場で観察される価格)と出口価格(保険者間における取引価格)の間に著しい差異があると認識していることが指摘されている。
- (27) IASB (2007b) では、償却原価の定義に関して、打歩発行(取得原価>額面額)の場合しか想定されていないため、「残余 (remainder)」という表現が用いられていると考えられる。割引発行(取得原価<額面額)の場合を想定すると、「修正後価格」と表現するのが適切であろう。
- (28) 証券および保険契約の発行市場と流通市場との間において重大な差異が存在し、かつ当該差異が資産と負債に同程度の影響を及ぼしている場合などに問題が生じるかもしれない。
- (29) 日本公認会計士協会(2000)では、債券と責任準備金とのデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度を表す指標)を一定幅の中で一致させることにより金利変動に対する債券と責任準備金の時価をおおむね一致させるとの目的で保有される債券として「責任準備金対応債券」という区分を設け、償却原価により評価することが保険業に限り認められている。
- (30) (非金融)負債の測定属性として入口価格を提案する先行研究に Lennard (2002) がある。Lennard (2002) によれば、出口価格である清算価額 (settlement amount) によって負債を測定する場合、契約締結時において損益が生じることになるが、入口価格である受取対価額 (consideration amount) によって測定すれば、負債の決済時点において契約に関する損益を認識することになり、「Day 1」の利益を排除することができるかとされている。また、川村 (2007, 39) では、「受取対価額が清算価値より大きい場合等、入口価値による測定が適切と考えられるケース」があり、対価受取時点は入口価格で測定し、プロジェクト終了時点で期待される当該負債の清算価額まで帳簿価額を定期的に配分する測定アプローチが提案されている。さらに、Bradbury (2008) によれば、資産の交換取引を (1) 販売者と (2) 購買者のそれぞれの視点からみると、販売者においては出口価格が資産の測定属性として適切なものであるが、購買者にとっては資産の入口価格が負債の適切な金額になると指摘されている。
- (31) 例えば、保険負債の割引率について、資産側とのミスマッチを解消するとの目的からは、担保資産に用いられる割引率を使用することが考えられる。しかし、IASB では、負債からのキャッシュ・フローと完全に一致するキャッシュ・フローを有する資産ポートフォリオがある場合以外は、資産ベースの割引率は有用なものとはならないとされている (IASB 2010b, paras. BC96-97)。
- (32) 「会計上のミスマッチ解消」と公正価値の議論は、生命保険契約などの長期にわたる契約においては重要な問題であると考えられる。しかし、(掛け捨ての)損害保険契約などの短期契約においては、会計上のミスマッチから生じるボラティリティの影響は、それほど大きな関心事ではないかもしれない。Dickinson and Liedtke (2004) の保険会社へのインタビュー調査によれば、「(金融商品および保険負債を含めての) 全面公正価値会計が導入された場合、保険会社の投資政策に影響を及ぼすか」との質問に対して、損害保険会社では、「不利益な影響 (adverse effect) が生じる」との回答が生命保険会社に比べて少なく、また「影響はない」との回答が多かったことが指摘されている。Dickinson and Liedtke (2004) によれば、損害保険契約は、短期契約であり、投資のポートフォリオも短期志向であるため、

保険負債の測定属性に関する考察

資産の公正価値変動からのボラティリティの影響が少ないことから、上記の結果がもたらされたとされている。

- (33) 最近では、保険相互会社の株式会社化が進んではいるが、保険会社の多くは相互会社である。相互会社と株式会社では、相互会社の場合、出資者＝社員＝保険契約者という図式が成り立ち、相互会社への出資者（潜在的なものを含めて）が通常想定されているような投資意思決定情報を欲しているかは別途検討の余地があろう。例えば、相互保険会社の出資者については、保険会社の支払い能力の把握がより重視されるかもしれない。

【参考文献】

- Accounting Standards Board (ASB). 2007. *IASB Discussion Paper 'Preliminary Views on Insurance Contracts'*. London, U.K.: ASB.
- Bradbury, M. 2008. Discussion of Whittington. *Abacus* 44 (2): 169–180.
- Dickinson, G. and P.M. Liedtke. 2004. Impact of a fair value financial reporting system on insurance companies: A survey. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 29 (3): 540–581.
- Duverne, D. and J.L. Douit. 2008. The IASB discussion paper on insurance: A CFO forum perspective. *The Geneva Papers on Risk and Insurance—Issues and Practice* 33 (1): 41–53.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2010. *Preliminary Views on Insurance Contracts*. Discussion Paper. Norwalk, CT: FASB.
- German Accounting Standards Board (GASB). 2007. *Response to IASB Discussion Paper, 'Preliminary Views on Insurance Contracts'*. Berlin, German: GASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003a. *Financial Instruments: Presentation*. International Accounting Standard (IAS) 32 (Revised 2003). London, U.K.: IASCF.
- . 2003b. *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. International Accounting Standard (IAS) 39 (Revised 2003). London, U.K.: IASCF.
- . 2004. *Insurance Contracts*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 4. London, U.K.: IASCF.
- . 2007a. *Preliminary Views on Insurance Contracts*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- . 2007b. *Conceptual Framework Project Phase C: Measurement Milestone I Summary Report—Inventory and Definition of Possible Measurement Bases*. London, U.K.: IASCF.
- . 2008. *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.
- . 2009. *Financial Instruments*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 9. London, U.K.: IASCF.
- . 2010a. *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2010b. *Insurance Contracts*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011a. *Accounting mismatch and volatility overview (for information)*. IASB Staff Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011b. *Fair Value Measurement*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 13. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2011c. *Effect of board redeliberations on ED Insurance Contracts*. IASB Staff Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.

保険負債の測定属性に関する考察

- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- . 1999. *Insurance*. Issues Paper. London, U.K.: IASCF.
- Lennard, A. 2002. *Liabilities and how to account for them: A explanatory essay*. London, U.K.: ASB.
- 越智信仁. 2011. 「保険負債の測定属性と会計目的—測定・監査可能性の視点を交えて—」『産業経理』71(1) : 122-135.
- 川村義則. 2007. 「非金融負債をめぐる会計問題」『金融研究』26(3) : 27-67.
- 企業会計基準委員会. 2006. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」企業会計基準委員会.
- . 2007. 「ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対するコメント」企業会計基準委員会.
- 来住慎一. 2004. 「保険の国際会計基準の動向と課題」『生命保険経営』75(5) : 3-27.
- 斎藤静樹. 2011. 「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』30(3) : 1-17.
- 田中建二. 2010. 「IFRSにおける負債の認識と測定」『企業会計』62(9) : 18-24.
- 辻山栄子. 2007. 「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』19(11) : 30-39.
- 日本公認会計士協会. 2000. 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱いについて」日本公認会計士協会.
- 藤田裕一. 2002. 「保険契約の国際会計基準と保険事業の課題」. 庭田範秋. 『新世紀の保険—問題への果敢な挑戦は最善の保険改革—』慶応義塾大学出版会株式会社 : 105-123.
- 万代勝信. 2011. 「測定属性」. 斎藤静樹・徳賀芳弘編著. 『企業会計の基礎概念』中央経済社 : 335-362.
- 渡部 仁. 2002. 「保険の時価会計の議論とその問題点」『証券アナリストジャーナル』40(10) : 47-58.

【参考 URL】

- International Actuarial Association (IAA). 2001. Draft Statement of Principles Insurance Contracts executive summary. available at: http://www.actuaries.org/CTTEES_INSACC/Documents/dsop_exec.pdf (accessed 5 Oct 2011)
- Foroughi B. K., C.R. Barnard, R.W. Bennett, D.K. Clay, E.L. Conway, S.R. Corfield, A.J. Coughlan, J.S. Harrison, G.J. Hibbett, I.V. Kendix, M. Lanari-Boisclair, C.D. O' Brien, and J.S.K. Straker. 2011. Insurance accounting: A new era? A discussion paper. available at: <http://www.nottingham.ac.uk/business/cris/papers/Foroughi%20et%20al%202011.pdf> (accessed 5 Oct 2011)